

資料番号：1について

記事番号：4200、4201

指摘された部分：>野上幸雄<

記事番号：4203

指摘された部分：>ウイング野上(株)<

反論：

裁判所の公開情報、公知情報の掲示は憲法によって保証された「国民の知る権利」である。

公開情報、公知情報を掲示する事、そのことが誹謗中傷などの目的を持たない限りは公序良俗に反するとは言えない。

-----  
タイトル：ふむ、不当利得返還ですか。

記事 No：4203 [関連記事]

投稿日：2005/12/03(Sat) 01:17:16

投稿者：管理人

原告：ウイング野上(株)

被告：(有)ランドエス

事件番号：平成17年(ワ)第15394号

事件名：不当利得返還

期日：平成17年10月19日水曜

東京地方裁判所民事第6部 民事6部書記官室

裁判官：松本明敏

裁判所書記官：

開始：15:30

終了：

係名：F

事件進行状況：弁論準備手続

代理人：小林芳男 平石喬識

代理人：

---

タイトル : これも、愛国の塾長の事ですかね。

記事 No : 4201 [関連記事]

投稿日 : 2005/12/03(Sat) 00:05:22

投稿者 : 管理人

原告 : 野上幸雄

被告 : 松村正雄 外 1

事件番号 : 平成 17 年(ワ)第 5517 号

事件名 : 損害賠償

期日 : 平成 17 年 12 月 1 日木曜

東京地方裁判所 民事第 42 部 民事第 613 号法廷 (6 階)

裁判官 : 瀬木比呂志

裁判所書記官 : 黒河内明子

開始 : 10 : 00

終了 :

係名 : い B

事件進行状況 : 弁論

---

タイトル : これって、愛国の塾長の事ですかね。

記事 No : 4200 [関連記事]

投稿日 : 2005/12/03(Sat) 00:00:06

投稿者 : 管理人

原告 : (有)ケイ、デイ、エス

被告 : 野上幸雄

事件番号 : 平成 16 年(ワ)第 27189 号

事件名 : 土地建物所有権移転登記等

期日 : 平成 17 年 12 月 2 日金曜

東京地方裁判所 民事第 13 部 民事第 508 号法廷 (5 階)

裁判官 : 野村高弘

裁判所書記官 : 中野正善 村上淳一郎

開始 : 16 : 45

終了 :

係名 : 5

事件進行状況 : 弁論

---